定　　款

株式会社ビジネスブレイン太田昭和

株式会社ビジネスブレイン太田昭和　定款

第１章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社ビジネスブレイン太田昭和と称し、英文では、BUSINESS BRAIN SHOWA・OTA INC.と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

１．企業その他事業体の経営指導
２．コンピュータのシステムおよびプログラムの開発ならびに指導
３．コンピュータによる計算受託ならびに計算代行
４．コンピュータならびに関連商品の斡旋および販売
５．企業その他事業体の委嘱による教育指導
６．出版に関する業務
７．労働者派遣事業
８．投資業
９．企業の合併・提携、株式の公開に関する指導および仲介ならびに斡旋
10．投資事業組合財産の運用および管理
11．有価証券およびその他金融商品の売買
12．前各号に附帯する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機　関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　　株　　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、3,560 万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　当会社は、会社法第 165 条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
(1) 会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利
(2) 会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利
(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(4) 次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）
第 10 条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿管理人）
第 11 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。

（株式取扱規程）
第 12 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または定款に定めるもののほか取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株 主 総 会

（招　集）
第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月 31 日とする。

（招集権者および議長）
第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）
第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
２．当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（議決権の代理行使）

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（決議の方法）

第 18 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２．会社法第 309 条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

第４章　　取締役および取締役会

（員　数）

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、15 名以内とする。

２．当会社の監査等委員である取締役は、６名以内とする。

（選任方法）

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

３．取締役の選任決議は、累積投票によらない。

４．当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

５．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任　期）

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第 22 条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から代表取締役を選定する。

２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

２．取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（重要な業務執行の委任）

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第６項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の決議の省略）

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役との責任限定契約）

第 29 条 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第 423 条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　　監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定する。

（監査等委員会の招集通知）

第 31 条 監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２．監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会規程）
第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　　計　　算

（事業年度）
第 33 条 当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月 31 日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第 34 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）
第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年３月 31 日とする。
２．当会社の中間配当の基準日は、毎年９月 30 日とする。
３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第 36 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

附　則
（監査役との責任限定契約に関する経過措置）
第１条　平成 28 年６月開催の第 49 回定時株主総会終結前における監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第 423 条第１項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条の定めるところによる。

昭和４２年　８月１４日制定
昭和４７年　９月２７日改正　昭和４８年　１月１５日改正
昭和４８年　９月２７日改正　昭和４９年　９月２４日改正
昭和５０年　８月２３日改正　昭和５５年　９月３０日改正
昭和５６年１２月２５日改正　昭和５７年　９月１７日改正
昭和６０年　９月２６日改正　昭和６１年　９月２６日改正
昭和６１年１０月　１日改正　昭和６３年　１月２３日改正
昭和６３年　９月２６日改正　平成　１年　６月２９日改正
平成　３年　６月２６日改正　平成　３年　８月　１日改正
平成　４年　６月２６日改正　平成　６年　６月２９日改正
平成　９年　６月２７日改正　平成１０年　６月２６日改正
平成１２年　６月２９日改正　平成１３年　６月２８日改正
平成１４年　６月２７日改正　平成１５年　６月２７日改正
平成１６年　６月２９日改正　平成１７年　６月２９日改正
平成１８年　６月２３日改正　平成１８年１２月　１日改正
平成２１年　６月１８日改正　平成２２年　１月　６日改正
平成２２年　６月１７日改正　平成２７年　６月２３日改正
平成２８年　６月２３日改正　平成２９年　６月２２日改正
令和　４年　６月２３日改正